事業所規模の算定について（通所介護・通所リハビリテーション）

1　注意事項

① 算定区分確認表（以下「確認表」という。）は通所介護（参考様式 13-1）と通所リハビリテーション（参考様式 13-2）に分かれています。

② 算定区分の変更は、毎年３月に行い、年度途中に定員変更や営業日等の変更があった場合も、年度途中での算定区分変更は行えません。

③ 確認の結果、翌年度も事業所規模が変わらない場合は、届出不要です。ただし、確認表は事業所において５年間保管してください。

④ 確認表に記載してある「注意事項」を熟読のうえ、提出してください。

⑤ 利用延人員数については、愛知県国民健康保険団体連合会へ提出する「請求明細書」の対象人数をもとに算定してください。

〇要介護者と一体的に行う要支援者（事業対象者含む）の利用者数の算定については、（１）または（２）のいずれかにより計算すること。

（１）利用時間が 5 時間未満の利用者は、利用者数に 2 分の 1 を乗じて得た数とし、利用時間が 5 時間以上 7 時間未満の利用者は、利用者数に 4 分の 3 を乗じて得た数とする方法。（ただし、介護予防通所リハビリテーションで利用時間が 1 時間以上 2 時間未満の利用者は利用者数に 4 分の 1 を乗じて得た数とする。）

＜単位が複数ある場合、全ての単位の利用者数を上記で計算し、合算して算定する。＞

（２）同時にサービスを受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法。

＜単位が複数ある場合、最も利用者数の多い単位の利用者数で算定する。ただし、同時並行的に単位が複数ある場合は、両単位の利用者数の合計とする。＞

例：1 日に午前、午後でそれぞれ利用時間 3 時間以上 5 時間未満のサービスを実施しており、午前の要支援者の利用者が 10 人、午後の要支援者が 20 人の場合

◆（１）で計算する場合　　(10 人×1/2) ＋ (20 人×1/2) ＝15 人
◆（２）で計算する場合　　利用者数の多い 20 人

＊なお、要介護者の利用者数の取り扱いは、（１）のみとなります。また、要介護者と要支援者の事業が一体的に実施されず、事業が分離されている場合は、要支援者の利用者数を含めない扱いとなります。その場合、含めない理由の根拠を残してください。

2　提出期限

算定区分が変更となる事業所は毎年 3 月 15 日までに届出をしてください。

3　提出書類

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算様式 01）
② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算様式 02）
③ 算定区分確認表
　【通所介護】算定区分確認表（参考様式 13-1）
　【通所リハビリテーション】算定区分確認表（参考様式 13-2）

＊様式は NAGOYA かいごネットからダウンロードしてください。